

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	西岳北部 (市の久保、新恍台、戸の口、横尾、片添、上牛の脛、東牛の脛、西牛の脛、上馬渡、山中、尾首山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月12日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【地域の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当地区は、畑の割合が多く、現在は、主に飼料を生産している。 ・地区の大半は山沿いの地形であり、奥地の不整形な圃場や鳥獣害を受ける土地等の耕作条件が不利な土地が耕作放棄されている。 ・耕作放棄された農地は定期的に草刈りなどを行い、保全管理されている場合も見られるが、管理を行う人が高齢化していることもあり、早急に引き受け先がみつからなければ山林化する恐れがある。 ・用排水路が土砂で埋まっている事例があり、そのため圃場の排水不良や用水の取水が不可能になって水田としての利用ができなくなり、耕作条件が悪化した農地がある。 ・地区内の農地は大半が傾斜地にあり、高低差が大きいため、農地の集約化をしたとしても大幅な農作業の効率化は見込めない。 <p>【人口減少・高齢化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の貸付等の意向はかなり多いが、農地利用の規模拡大意向がある農業者が地区内にはほとんどいない。 ・農地の保全のためには新たな農地の受け手の確保が必要不可欠となっている。 ・規模拡大のために労働力を確保する場合、市街地からは遠く、また、地区内の集落は過疎化が進行するとともに高齢化していることから、労働力の確保が非常に困難である。 <p>【鳥獣被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の北側隣接には、鳥獣保護区に指定されている区域が広がっており、地区全域において、特にイノシシやシカの被害がある。耕作する上で防護柵や電気柵の設置が必須となっているが、設置や管理に多大な費用や労力が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・今後、地区内の農業担い手の経営体数の大幅な減少が見込まれるが、地区外から大規模な畜産業者の参入が増えており、今後は、飼料の生産等で畜産施設と周辺農地を一体的に利用する可能性を検討して土地の有効活用を推進する。 ・当地区は大規模な畜産農家が多いが、農地を利用しない経営形態もある。今後は、耕畜連携の取組として堆肥利用を推進し、飼料生産を図る。 ・水田利用を活用した普通作物(主食用米、加工用米)を基本としつつ、園芸作物(サトイモ、施設キュウリ、ゴーヤ、自然薯)や飼料作物(トウモロコシ、牧草、飼料用米)、工芸作物(茶)等の団地化を形成する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	447.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	447.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・今後、農地の相続等に伴い地権者が地区外に在住する場合が多くなることから、賃料の支払いや貸借契約を円滑に進めるために農地中間管理機構を活用していく。 ・担い手が病気・怪我や高齢化等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・地区内の農地は水田が多く、ほとんどが基盤整備済みであるが、必要に応じて畦畔除去等を進め、耕作条件の改善に向けた検討をしていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる作業は委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・すでに電気柵や侵入防止柵の設置を実施している区域が多いが、今後は地区内で被害防止対策施設の定期的なメンテナンスを行うための体制を確保するように努める。

⑦保全・管理等

・不耕作になっているが、草刈り等の保管理はしている農地が多くなってきている。荒廃地化した場合、周辺への影響が大きい農地については、継続的に保管理する体制を検討する。
・集落の農地が維持管理できるような取組(多面的機能支払制度の活用等)を検討する。